

		事業年度		法人名																				
前事業年度の事業税額の明細										前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細														
摘 要		課 税 標 準		税率 (100)		税 額		(特別控除取戻税額等又は個別 帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別 帰属法人税額		26 (兆 十億 百万 千 円)														
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 事 業																								
所得割	所得金額総額	37	兆 十億 百万 千 円						法人税割額	27														
	所得金額	38					兆 十億 百万 千 円		道府県民税の特定 寄附金税額控除額	28														
付加価値割	付加価値額総額	39							税額控除超過額 相当額の加算額	29														
	付加価値額	40					兆 十億 百万 千 円		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	30														
資本割	資本金等の額総額	41							外国の法人税等 の額の控除額	31														
	資本金等の額	42					兆 十億 百万 千 円		仮装経理に基づく法人 税割額の控除額	32														
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 事 業																								
収入割	収入金額総額	43	兆 十億 百万 千 円						租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額	33														
	収入金額	44					兆 十億 百万 千 円		納付すべき法人税割額 27-28+29-30-31-32-33	34														
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業																								
所得割	所得金額総額	45	兆 十億 百万 千 円						差引法人税割額 34-29-35	36														
	所得金額	46					兆 十億 百万 千 円		前事業年度の特別法人事業税額の明細															
付加価値割	付加価値額総額	47							法第72条の2第1項第1号に掲 げる事業の基準法人所得割額	75	兆 十億 百万 千 円		0.0											
	付加価値額	48					兆 十億 百万 千 円		同上に対する特別法人事業税額 (75× / 100)	76														
資本割	資本金等の額総額	49							法第72条の2第1項第2号に掲 げる事業の基準法人収入割額	77			0.0											
	資本金等の額	50					兆 十億 百万 千 円		同上に対する特別法人事業税額 (77× / 100)	78														
収入割	収入金額総額	51							法第72条の2第1項第3号に掲 げる事業の基準法人収入割額	79			0.0											
	収入金額	52					兆 十億 百万 千 円		同上に対する特別法人事業税額 (79× / 100)	80														
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 4 号 に 掲 げ る 事 業																								
付加価値割	付加価値額総額	53	兆 十億 百万 千 円						法第72条の2第1項第4号に掲 げる事業の基準法人収入割額	81			0.0											
	付加価値額	54					兆 十億 百万 千 円		同上に対する特別法人事業税額 (81× / 100)	82														
資本割	資本金等の額総額	55							合計特別法人事業税額 (76+78+80+82)	83														
	資本金等の額	56					兆 十億 百万 千 円		仮装経理に基づく 特別法人事業税額の控除額	84														
収入割	収入金額総額	57							租税条約の実施に係る 特別法人事業税額の控除額	85														
	収入金額	58					兆 十億 百万 千 円		納付すべき特別法人事業税額 83-84-85	86														
合計事業税額 38+40+42+44+46+48+50+52+54+56+58										59														
事業税の特定寄附金税額控除額										60														
仮装経理に基づく事業税額の控除額										61														
租税条約の実施に係る事業税額の控除額										62														
納付すべき事業税額 59-60-61-62										63														
63 の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業																							
	所得割	64	兆 十億 百万 千 円		付加価値割		65	兆 十億 百万 千 円																
	資本割	66			収入割		67																	
	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業																							
	所得割	68	兆 十億 百万 千 円		付加価値割		69	兆 十億 百万 千 円																
	資本割	70			収入割		71																	
	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 4 号 に 掲 げ る 事 業																							
											付加価値割	72	兆 十億 百万 千 円											
	資本割	73	兆 十億 百万 千 円		収入割		74																	